

日本ソフトウェア科学会寄稿原稿取扱い規定

(昭和 59 年 7 月 26 日制定)

(平成 18 年 4 月 1 日改訂)

(平成 24 年 10 月 17 日改訂)

(平成 28 年 9 月 7 日改訂)

この規定は、日本ソフトウェア科学会の学会誌「コンピュータソフトウェア」に寄稿される以下の記事の扱いを定める。

1. 関連分野の最近の動向を紹介するフォーラム
2. 関連する会議や行事などを報告するトピックス
3. 有益なソフトウェアを紹介するソフトウェア紹介
4. 有益な関連分野の書籍を紹介する書評
5. その他、編集委員会が受け付けることが適当と判断した記事（論文を除く）

書評を除き、記事は原則として刷り上り 6 ページ以下とする。書評は原則として刷り上り 2 ページ以下とする。ただし編集委員会が適切と判断した場合、これを超えるものも認める。

[1] 記事の寄稿

1. 記事の寄稿者（2 名以上の連名である場合には、そのうちの少なくとも 1 名）は原則として日本ソフトウェア科学会の名誉会員、正会員あるいは学生会員に限る。記事の執筆を編集委員会が依頼することもあるが、この場合にも寄稿された記事の取扱いは通常の寄稿と同じとする。ただしその際には寄稿者は学会員であることを要しない。
2. 記事の執筆は論文執筆要項に準じ、寄稿は論文投稿案内に準ずるものとする。ただし依頼による寄稿の送付先は、編集委員会であらかじめ決めた担当編集委員とする。

[2] 寄稿記事の取扱い

1. 学会事務局（依頼原稿の場合は担当編集委員）は記事原稿を受領後直ちに受付日と受付番号を付し、これを著者に通知する。
2. 編集委員長は、編集委員の中からその記事原稿の担当編集委員を選び、原稿をその担当編集委員に送付する。ただし依頼原稿の場合はこの限りでない。
3. 担当編集委員は査読者 1 名（担当編集委員自身であることを妨げない）を選定する。
4. 記事は、学会との関連性、内容のわかりやすさ、速報性、学会員に対する有益性、公序良俗などの観点から、担当編集委員が掲載の可否および掲載の際の改訂内容の

判定を行う。

5. 担当編集委員は、必要に応じて投稿者に照会を行い、原稿の改訂を依頼する。改訂の結果は、必要に応じて査読者に確認を依頼する。
6. 担当編集委員は、寄稿原稿に対する採否判定を行い、編集委員長に報告する。この判定に基づき、編集委員長は掲載の可否を決定する。編集委員長に事故があるとき編集委員会が寄稿原稿採否の最終判定を行うことができる。採録が確定した寄稿原稿については、担当編集委員が投稿者に採録を通知する。不採録が確定した寄稿原稿については、編集委員長が不採録通知を寄稿者にメールするとともに不採録理由を通知する。